

災害防止規定

ドライバー労災保険組合

運送事業における災害防止を目的として、次の通り規定を定める。

第一章 安全管理

(安全管理)

第1条

- 1 組合に安全管理担当者(理事のうちから会長が委嘱する)を置き、組合員の安全管理を行う。
- 2 安全管理担当者は安全運転、付帯する作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全に関する教育訓練の責任を有し、発生した災害原因の調査および対策を行うものとする。
- 3 組合員は安全管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止に努力しなければならない。

第二章 事故防止

(職責の自覚)

第2条

- 1 組合員は、顧客の生命、また顧客の大切な荷物を預かっているという自己の職責と任務の重要性を自覚して職務を遂行しなければならない。
- 2 組合員は、交通法令、交通標識および本規定を遵守し、安全管理担当者の指導に従って、安全運転に努めなければならない。
- 3 組合員は、言葉遣い、礼儀作法に留意し、プロドライバーとしての品格を保持しなければならない。

(就労の心構え)

第3条

組合員は、始業時に次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全運転を行うため、睡眠時間は5時間以上とるようにし、体調管理にも常に気をつけること。
- (2) 急発進、急加速をつつしみ燃料の節約に努めること。
- (3) 使用する車両は適宜清掃を行い、常に清潔な状態にしておくこと。

(絶対禁止事項)

第4条

組合員は、いかなる理由があろうとも次の各号のいずれにも該当することがあってはならない。

- (1) 免許証を携帯していないこと。
- (2) 業務に就く前に飲酒したこと、及び二日酔いになるような飲酒をすること
- (3) 法定速度を遵守しないこと
- (4) 駐車禁止区間に車両をとめること
- (5) 車両を業務外で使用すること
- (6) その他道路交通法に違反すること

(事故の予防)

第5条

組合員は、事故を防止するため、交通関係法令を遵守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当日の作業内容または作業の目的を確認すること。
- (2) 出発前、車体の始業点検を必ずおこなうこと。
- (3) 当日または乗務期間中の気象予報を確認しておくこと。
- (4) 出発前目的地までの走行路線、休憩場所等を確認しておくこと。
- (5) 運転中は、自車のスピードに合った車間距離を確保し、脇見運転をしないこと。とくに高速道路の走行については少なくとも80m以上の車間距離を保つこと。
- (6) 踏切を通過するときは、必ず一旦停止し、安全を確かめること。もしも、踏切でエンジンストップしたときは、積載重量を考慮してギヤーを1速～3速に入れてセルモーターを作動させて脱出すること。
- (7) 登り坂では、積載量を考慮して後続車に先を譲る等の配慮をするとともに、登り坂車線のあるところではそこを走行すること。
- (8) 下り坂では、車間距離を十分に確保するとともに、カーブ手前では必ず減速すること。
- (9) 坂道での駐車は、止むを得ない場合に限ることとし、エンジン停止の上、登り坂ではローギヤーに、下り坂ではバックギヤーに入れ、サイドブレーキをかけるとともに必ずタイヤ止めをすること。
- (10) 後退するときは、後方の安全を確認しておこなうこと。
- (11) 追い越しは、それに必要な距離を確保するとともに、後続車の動きを見定めたいうで行い、追い越し禁止区域では絶対しないこと。
- (12) 狭い道路を走行中、対向車が来た場合は、スピードを落とし、または停止し、譲り合いの精神を発揮して、事故防止に努めること。
- (13) 休憩のために車を離れるときは、必ずドアロックをすること。
- (14) 他の組合員に参考となる「ヒヤリ・ハット」を体験したときは、総会時の安全研修時に報告すること。
- (15) 運転しながら携帯電話を使用しないこと。取引先や顧客からの電話を受信したときは、停止した後、折り返し電話すること。

(火災防止)

第6条

組合員は、火災防止のため次の事項に留意しなければならない。

- (1) 火気のあるところへ駐停車しないこと。
- (2) 給油時は、エンジンを停止しタバコを吸わないこと。
- (3) 車内ではタバコを吸わないよう努めること。
- (4) 消火器の取扱い方を習得しておくこと。

第三章 安全心得

(安全心得)

第7条

車輛運転中は、プロとしての自覚を持ち、他の車輛の模範となるような運転を心がけ、交通ルールを厳守し安全運転を行うこと。

日々、運転技術の向上を目指し、人命を尊重し、運転中は、“譲り合い” “思いやり” の心を忘れずにいること。

安全運転五則

- ① 脇見運転をしない
- ② スピードオーバーをしない
- ③ 車間距離を十分とること
- ④ 過労運転の禁止
- ⑤ 過積載の防止

第四章 衛生措置

(衛生措置)

第8条

- 1 組合員は毎年組合が案内する健康診断を受診するよう努めるものとする。
- 2 組合員は常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めなければならない。

第五章 事故の処置

(事故発生時の処置)

第9条

組合員は、事故発生の場合は、適切に処置するとともに関係先に急報しなければならない。

- (1) 負傷者の救護に当たること。
- (2) 道路の危険防止と交通の安全を図ること。
- (3) 警察に届出ること。
- (4) 会社へ急報すること。

(異常気象時の処置)

第10条

組合員は、運行中異常気象に遭遇、あるいは通報を受けた場合は次のような処置を取らなければならない。

- (1) 直ちに取引先あるいは警察に報告して、その指示を受けること。
- (2) 運行の続行が危険と判断した場合は、安全な場所へ待避し、自動車の保全と顧客・荷物の安全確保に努めること。
- (3) 道路の異常等を発見したときは、急ぎ警察へ連絡し、事故の未然防止に努めること。
- (4) 強い雨や濃霧で見通しの悪い場合は、ライトとフォグランプを点灯し、減速するとともに車間距離を十分に確保して走行すること。
- (5) 強風下では、トンネルの出口と橋の上の突風を予測して走行すること。
- (6) 異常乾燥注意報下においては、火気の取扱いに十分注意すること。
- (7) 積雪または凍結した道路では、必ずタイヤチェーンを巻いて走行すること。
- (8) 台風接近等で、あらかじめ教室長等に指示を受けていた場合は、これを必ず実行すること。

付 則

- 1 総会時に安全教育を実施する。
- 2 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日より実施する。